介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されています。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- ・現行の処遇改善加算 [~Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
 - 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。

介護職員等特定処遇改善加算(厚生労働省資料)

https://www.yurokyo.or.jp/pdf.php?menu=item&id=2364&n=1

■見える化要件項目について

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しています。介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示致します。

■職場環境要件項目について

●資質の向上

・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の 高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者 研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担 を軽減するための代替職員確保を含む)

●労働環境・処遇の改善

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づき を踏まえた勤務環境やケアの内容の改善

●その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減

当法人(岩槻地区)の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
特別養護老人ホームフレシール岩槻	I	I
障害福祉サービス事業所カーサ岩槻	Ι	II
共同生活援助・短期入所フロス岩槻	Ι	II